

山梨県公報

号外第十九号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

告 示

- 公印の作成……………一
 - 化製場等に関する法律による区域指定の一部改正等……………一
 - 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………二
 - 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………三
- ### 訓 令
- 山梨県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令……………四
 - 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………四
 - 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………五
 - 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………五

告 示

山梨県告示第九十六号

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山梨県知事印を当該各号のとおり作成し、平成三十一年四月一日からその使用を開始する。
平成三十一年三月二十九日

- 一 山梨県知事印(第二) 印影

十四 オリンピック・パラリンピック推進局用

山梨県知事 長 崎 幸太郎



十五 子育て支援局用



二 山梨県知事印(第四)

印影

十四 オリンピック・パラリンピック推進局用



十五 子育て支援局用



山梨県告示第九十七号

化製場等に関する法律による区域指定(昭和四十七年山梨県告示第三百九十号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。なお、動物の飼養許可を受けなければならない区域の指定(昭和四十八年山梨県告示第三百二十号)は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表中甲府市の項を削り、西八代郡市川大門町の項「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改め、同項の次に次のように加える。

南巨摩郡身延町

身延のうち字東谷 西谷 町方

山梨県告示第九十八号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 の表その他の機械器具又は設備の項を削る。

繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）	その他の試験	1 試料	耐久度試験	590 円
素材、機械、電子及び化学	材料試験（表面分析試験）	1 試料	表面分析 深さ方向分析	16,390 円
				29,510 円
	エックス線回析試験	1 試料	エックス線回析装置による分析 定性分析 応力測定	2,330 円
				5,720 円
	電子顕微鏡試験（電子顕微	1 試料	1 成分 複成分	19,810 円 24,760 円

2 の表中

鏡（EPMA）による面線定性分析	非破壊試験	1 件	エックス線透過試験装置による像観察	860 円
		1 件	エックス線CT装置によるスキヤン試験	4,970 円
		1 件	エックス線CT装置によるスキヤン試験（高分解能）	12,790 円
		1 件	マイクロフオカスエックス線透視装置による像観察	1,010 円
化学試験（ICP発光分光法による定量分析）	1 測定	測定波長領域 190nm～800nm	6,420 円	
		120nm～800nm	8,750 円	

を

その他 の試験	1 測定	熱特性分析試験	3,050円
------------	------	---------	--------

素材、 機械、 電子及 び化学	エツク ス線回 折試験	1 試料	エツクス線回折装置 による分析 定性分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
	電子顕 微鏡試 験(電 子顕微 鏡(E PMA)による 面線 定性分 析)	1 試料 1 成分 複成分		19,810円 24,760円

に改める。

山梨県告示第九十九号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

「第五条第一項第二号、第六号、第十号及び第十二号並びに第六条第一項第六号」を「第六条第一項第二号、第八号、第十二号及び第十四号並びに第七条第一項第九号」に改め、一(三)1を次のように改める。

- 1 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び西宮線の起点から終点までの区

間の用地並びにその用地の両側五百メートル以内の地域(甲府市及び平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区及び富士見バイパス地区の区域を除く。)

一(三)4及び5を次のように改める。

- 4 一般国道百三十八号のうち同一一般国道の起点から同一一般国道と富士吉田市と南都留郡山中湖村の境界との交点までの区間の用地及びその用地の富士山側千メートル以内の地域(平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区の区域を除く。)

- 5 一般国道百三十九号のうち南都留郡鳴沢村大字前丸尾八千五百三十一番の一地先から一般国道百三十七号の起点までの区間の用地及びその用地の富士山側千メートル以内の地域(平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区の区域並びに平成二十九年山梨県告示第三百三十号において景観保全型広告規制地区として指定された富士登山道線地区及びインター線地区の区域を除く。)

一(三)8中「二、四七六番の一」を「二千四百七十六番の一」に、「一、八九九番の四」を「千八百九十九番の四」に改め、一(三)9中「地域」の下に「(甲府市の区域を除く。)」を加え、一(三)10中「五八八番の二七」を「五百八十八番の二七七」に、「七六五番の一」を「七百六十五番の一」に改め、「地域」の下に「(甲府市の区域を除く。)」を加え、一(三)11を次のように改める。

- 11 東海自然歩道の起点から終点までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域(平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区及び富士見バイパス地区の区域並びに平成二十九年山梨県告示第三百三十号において景観保全型広告規制地区として指定された富士登山道線地区及びインター線地区の区域を除く。)

一(三)13を次のように改める。

- 13 県道韮崎南アルプス中央線のうち南アルプス市大字寺部字村附二千四百六十四番の一地先から中央市大字成島字中田千二百七十三番地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域(中央市医大南部土地区画整理事業に定められた大規模商業集積区域を除く。)

一(三)14中「一三〇番の一」を「百三十番の一」に、「一六三三番」を「千六百三十二番」に改め、一(三)15中「地域」の下に「(甲府市の区域を除く。)」を加え、一(三)16中「二五八五番の二〇〇」を「二千五百八十五番の二百」に、「二七七四番の六二」を「二千七百七十四番の六十二」に改め、一(三)17を次のように改める。

- 17 一般国道百三十七号のうち南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺官有無番地

先から同町大字河口字御坂山二千四百九十一番の一地主までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域（平成二十八年山梨県告示第百三十七号において景観保全型広告規制地区として指定された新倉トンネル西側地区の区域を除く。）

（三）18中「四九八六番の一四二〇」を「四千九百八十六番の千四百二十」に、「三五四五番の一」を「三千五百四十五番の一」に改め、（四）中「次のとおり」を「塩山駅の駅前広場の区域のうち次の図に示す区域」に改め、（四）1及び2を削り、（四）中「中北建設事務所（一四）1の区域に限る。」及び「（一四）2の区域に限る。」を削る。

訓令

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁

山梨県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令

山梨県副知事の担任意務に関する規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「地域創生・人口対策課 人口対策課 受入支援課 ツク・パワリングビック推進課	地創 外受 ツク・パワリングビック推進課 外受	「国保援護課 子育て支援課」	「健康増進課 子育て政策課 子ども福祉課」	「健康増進課 子育て政策課 子ども福祉課」	「地域創生 外国人材 オリソピ
「パワリングビック推進室 都市推進室 フ総合拠点整備室 ぬ。	出工 オリソピ 環境推 子心ケ」	「工事検査課 子心ケ」	「健康増進課 子育て政策課 子ども福祉課」	「健康増進課 子育て政策課 子ども福祉課」	「地域創生 外国人材 オリソピ
別表第一の2の表中					
「富士・東部保健所 女性相談所 中央児童相談所 都留児童相談所 甲陽学園 こころの発達総合支援センター 障害者相談所 精神保健福祉センター あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 衛生環境研究所 食肉衛生検査所 動物愛護指導センター	富東保 女相 中児相 都児相 甲陽 こ發セ 障相 精保 あけぼの 育精 富士ふ 衛生環 食検 動指	「富士・東部保 障害者相談所 精神保健福祉 あけぼの医療 育精福祉セン 富士ふれあい 衛生環境研究 食肉衛生検査 動物愛護指導 女性相談所 中央児童相談 都留児童相談 甲陽学園 こころの発達			
徳所					富東保 障相

センター	精保
福祉センター	あけぼの
ター	育精
センター	富士ふ
所	衛環研
所	食検
センター	動指
	女相
所	中児相
所	都児相
	甲陽
総合支援センター	ご発せ」

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

山梨県訓令甲第五号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「及び第十二条の四第一項」を、「第十二条の四第一項、第十二条の五第一項及び第十二条の六第一項」に改め、同条第四号中「同条第四項に規定する副所長」の下に、「同条第九項に規定する副所長」を加える。

第八条第一項中第二十六号を第二十八号とし、第二十号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「及び富士山科学研究所」を、「富士山科学研究所及びこの発達総合支援センター」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第七号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 子育て支援局専用の知事印及び部長印 子育て支援局子育て政策課の課長

第八条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

本 出 先 機 関 庁

二 オリリンピック・パラリンピック推進局専用の知事印及び部長印 オリリンピック・パラリンピック推進局オリリンピック・パラリンピック推進課の課長 「十三 防災別表知事印の項中「十三 防災局用」を 十四 オリ局用 十五 子育て支援局用」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「部長（リニア交通局、防災局）」を「部長（オリリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局、防災局、子育て支援局）」に、「十一人（リニア交通局）」を「十一人（オリリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局）」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

本 出 先 機 関 庁
労働委員会事務局

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番